

## 日本福祉大学休学・復学・転学・退学・再入学 に関する規程

（目的）

**第1条** 日本福祉大学学則第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条による休学、復学、転学、退学、再入学の手続は、本規程の定めるところによる。

（休学）

**第2条** 疾病またはやむを得ない事由により長期間就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 卒業単位不足による 4 年留学生については、履修科目の開講されない学期の休学を許可することがある。

3 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、所定の様式による休学願を保証人連署のうえ各学期の科目履修登録終了日までに提出しなければならない。

（休学期間）

**第3条** 休学期間は原則として願い出の日より学期末または学年末までとする。ただし特別の理由がある場合は引続き、休学期間の延長を認めることがある。

2 前項ただし書による休学期間延長の許可を受けようとする者は、第 2 条第 3 項に定める手続を経なければならない。

（休学の許可）

**第4条** 休学の許可は、原則として願い出の日とする。

2 日本福祉大学学費納付規則第 6 条の定めにした時は、休学の許可を取り消すものとする。

（休学者の復学・退学・除籍）

**第5条** 休学者は、休学期間最終日までに復学願、退学願または休学願を提出しなければならない。

2 休学期間最終日をこえて、前項に定める願いの提出がない時は、除籍する。

（復学）

**第6条** 休学者が復学しようとする時は、所定の様式による復学願を保証人連署のうえ提出し、許可を受けなければならない。

2 復学願の提出については、翌年度前学期復学希望の者は、3 月 31 日まで、後学期復学希望の者は 9 月 15 日までに行なわれなければならない。

（復学の許可）

**第7条** 復学の許可は、前学期にあつては、4 月 1 日付、後学期にあつては 9 月 16 日付で行なうものとする。

- 2 日本福祉大学学費納付規則第 7 条の定め反した時は、復学の許可を取り消すものとする。
- 3 復学を許可されたものが、所属すべき学年は当該学生が休学を許可されたとき所属していた学年とする。
- 4 前項にかかわらず、所属していた学年を修了している場合、または後学期の休学のみで、翌年度前学期からの復学を許可された場合、他の規程に反しない限り、原則所定の進級学年に所属する。但し、休学を許可されたとき所属していた学年への復学を本人が希望する場合は、所属学部の確認を経た上で当該学年への所属を認める。

（転学・退学）

**第8条** 他の大学へ転学しようとする者または、病気その他の理由により退学しようとする者は所定の様式による転学願または退学願を保証人連署の上、提出し、許可を受けなければならない。

- 2 学費未納者は、原則として退学の願い出を行うことができない。但し、次の期間はこの限りではない。

① 前学期始めの日から 4 月 30 日までの間

② 学期始めの日から 10 月 31 日までの間

（転学・退学の許可）

**第9条** 転学または退学の許可は原則として願い出の日とする。

- 2 本規則第 8 条の第 2 項により退学が許可されたときの許可の日は、次のとおりとする。

① 前学期始めの日から 4 月 30 日までの間に願い出たときは、前年度の 3 月 31 日とする。

② 後学期始めの日から 10 月 31 日までの間に願い出たときは、当該年度の 9 月 15 日とする。

（再入学）

**第10条** 日本福祉大学学則第 43 条により退学した者、または同学則第 44 条第 1 項第 1 号により除籍された者が別表 1 に定める再入学審査料と所定の様式による再入学願を保証人連署のうえ提出した時は、選考のうえ再入学を許可することがある。

- 2 再入学を願い出ることのできる期間は、退学または除籍の日から 1 年以内とする。
- 3 前項のうちの退学する者が当該学期の学費が未納の場合は、再入学を願い出る期間は除籍者の基準を準用する。
- 4 休学期間中に退学を申し出た者についての再入学を願い出ることのできる期間は、当該学期の学費を納めた退学者の基準を準用する。
- 5 再入学願は、再入学の前年度 2 月末日までに提出しなければならない。

（再入学の許可）

**第11条** 再入学の許可はすべて新年度 4 月 1 日付をもって行なうものとする。3 月 1 日

以降に願い出た者の再入学を許可する場合は、翌々年度 4 月 1 日付とする。

- 2 日本福祉大学学費納付規則第 8 条の定めに反した時は、再入学の許可を取り消すものとする。
- 3 再入学を許可されたものが所属すべき学年は、除籍の場合、除籍が決定されたとき所属していた学年とする。退学の場合は、本規程第 9 条のとおり原則として退学を願い出た日、もしくは退学が許可された日の属する学年とする。ただし、所属していた学年を修了している場合は、本人の希望により引き続く学年に所属することも可能とする。

（願い出の許可手続）

**第12条** 上記の規程に基づき、提出されたそれぞれの願い出の許可については、学部教授会の審議結果の進達を受けて、学長が決定する。

（所管課）

**第13条** 本規程に基づく業務は、学生課が所管する。

（本規程の改廃）

**第14条** 本規程の改廃は、大学評議会が審議し、学長が決定する。

## 附 則

- 1 本規程は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規程は、昭和 50 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 3 本規程は、昭和 51 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 4 本規程は、昭和 54 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 5 本規程は、昭和 56 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 6 本規程は、1993 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 7 本規程は、1994 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 8 本規程は、1995 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 9 この規程は、1996 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 10 この規程は、1997 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 11 この規程は、2005 年 9 月 1 日より一部改正施行する。
- 12 この規程は、2008 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 13 この規程は、2011 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 14 この規程は、2012 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 15 この規程は、2015 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 16 本規程は、2023 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

## 別表 1（第 10 条関係）

再入学審査料	20,000 円
--------	----------